

石川県鉄工機電協会タイ・AEC ビジネス促進部会会則

(名称)

第1条 本会は、石川県鉄工機電協会タイ・AEC ビジネス促進部会（略称タイ・AEC ビジネス促進部会）と称する。

(目的)

第2条 本会は、タイを拠点として、東南アジアに進出する一般社団法人石川県鉄工機電協会会員を対象として、AEC（アセアン経済共同体）域内の情報とビジネスに関する各種勉強会等の開催により、AEC 域内におけるビジネスを促進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員及び現地関係団体等との情報・意見交換会の実施。
- (2) AEC 域内における共通の課題に対する専門家を招聘した各種勉強会の開催。
- (3) 当地域における会員の PR（WEB サイト、情報誌掲載等）
- (4) その他本会の目的達成に必要な活動

(会員の構成)

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同する協会会員（協会会員の出資会社を含む）をもって構成する。

(入会)

第5条 本会に入会しようとするものは、会員参加申込書を事務局へ提出して申し込みするものとする。

(退会)

第6条 本会を退会しようとするものは、その旨事務局へ届け出て退会することができる。

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
- 2 会長は、一般社団法人石川県鉄工機電協会国際委員会委員長が就任する。
 - 3 副会長は、会長の指名をもって就任する。
 - 4 任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。

(事務局及び現地事務局)

第8条 本会に事務を処理するための事務局は、一般社団法人石川県鉄工機電協会が担当する。

2 本会における AEC 域内における事務を処理するための現地事務局は、株式会社北國銀行バンコク駐在員が担当する。

(事業計画)

第9条 本会の事業計画は、会員の要望を事務局が取りまとめ、一般社団法人石川県鉄工機電協会国際委員会の審議にて決定する。

(会費)

第10条 本会の経費は、事業参加会費等をもってあてる。

(会則の変更)

第11条 この会則の変更は、会員の3分の2以上の賛成に加え、会長の承認の上これを行うものとする。

(付記)

この規約は2018年2月5日より施行する。